

塚田小学校 PTA 規 約

(PTA 規約)

船橋市立塚田小学校

《6年間大切に保存してください》

船橋市立塚田小学校PTA 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、塚田小学校PTAという。

第2条 この会は、事務所を塚田小学校におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるために努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡に努め、児童の生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境整備、向上をはかる。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本質とする民主団体として、次の方針によって活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員は、次のとおりである。

- (1) 塚田小学校に在籍する児童の父母または、これに代わる者。
- (2) 塚田小学校の校長・教頭および教職員。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、月額250円とする。
- (2) 年度の中で入会した会員の会費は、入会した月から納入するものとし、退会後会費は返還する。

第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいておこなう。

但し、必要に応じ運営委員会において決議された補正予算に基づいておこなうこともできる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員および任務

第12条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長(1名) 副会長(3名—内教頭1名) 会計(2名)
書記(4名) 専門委員 会計監査(2名) とする。
但し、特別事情がある場合はこの限りではない。

第13条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長は、総会において選出する。
- (2) 会計監査は、総会において選出する。
- (3) 会計、書記は、総会において選出する。
- (4) 専門委員は、各学級より学級委員(1名) 文化厚生委員(1名) 校外対策委員(1名) イベント実行委員(2名)を選出する。

第14条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長の任期は、一年とする。再任はできるが、継続任期は最大三年とする。
- (2) 会長、副会長を除く、この会の役員の任期は、一年とする。(イベント実行委員会についてはこの限りではない) 但し、再任をさまたげない。

第15条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会議を招集し、会務を総理し会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 書記は、総会、総務委員会、運営委員会の議事を記録し必要に応じてこれらの協議事項を会員に伝え、またこの会の庶務をおこなう。
- (4) 会計は、総会が決定した予算に基づき、いっさいの会計事務を処理する。
- (5) 専門委員は、各専門委員会の仕事をする。
- (6) 会計監査は、この会の経理を監査する。

第7章 決議機関

第16条 この会に議決機関として総会および運営委員会をおく。

第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第18条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、4月または、5月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1の要求があったとき開催する。
- (2) 総会開催が困難な場合、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる書面表決書により行う、もしくは委任状により会長に委任される。

第19条 総会は、会員の3分の1(委任状を含む)以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。

第20条 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。

第21条 運営委員会は、総会で決定された会務の審議や決裁をおこなう機関である。特別な議事について、運営委員会が必要と認めた時は、総会を待たずにその議事を決議することができる。

第22条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、学級委員会、文化厚生委員会、イベント実行委員会、校外対策委員会の正副委員長(各1名)、校長をもって構成する。但し、特別事情がある場合はその限りではない。また本委員会は、会員も出席できる。(議決権をもたない)

第23条 運営委員会は、年4回、または会長が必要と認めた時に開催する。

第24条 運営委員会は、その構成員の2分の1以上出席しなければ、その議事を決議することができない。運営委員会の議事は、出席者の過半数で決議する。

第8章 委員会

第25条 (常置委員会)

この会の活動のため常置委員会として総務委員会および次の専門委員会を置く。

但し、特別事情がある場合はその限りではない。

学級委員会 文化厚生委員会 校外対策委員会 イベント実行委員会

第26条 (臨時委員会)

特別な事項について運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。

臨時委員会は、その任務を終了したとき解散する。

第27条 (委員長)

各専門委員会および臨時委員会の正副委員長は、各委員会の中から選出し、会長が委嘱する。

- 第28条 (委員)
各専門委員会および臨時委員会の委員は、会員の中より選出し、会長が委嘱する。
- 第29条 (総務委員会)
総務委員会は、会長、副会長、会計、書記、及び校長をもって構成し、次の仕事をする。
- (1) 他の各委員会の意見を総合調整して年間の活動計画をたてる。
 - (2) その計画にもとづく諸活動を評価して、次年度の企画の資料とする。
 - (3) 総会の議事日程を立案する。
- 第30条 (学級委員会)
学級委員会は、学級委員をもって構成し、次の仕事をおこなう。
- (1) 学級の意見や希望等を取りまとめ、運営委員会および学校に提出する。
 - (2) PTAの行事、学校行事の運営にあたり、校内環境整備の向上をはかる。
 - (3) 学校・地域が催す講演会に参加し、各学級への情報共有に努める。
- 第31条 (文化厚生委員会)
文化厚生委員会は、文化厚生委員をもって構成し、次の仕事をおこなう。
- (1) 会員の全てがよりよい保護者、教職員となるために、互いに自らを研鑽し福利厚生をはかるための企画運営にあたる。
- 第32条 (広報委員会)
業務分散し、廃止とする。
- 第33条 (校外対策委員会)
校外対策委員会は、校外対策委員をもって構成し、次の仕事をおこなう。
- (1) 児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の補導をおこなう。
 - (2) 社会教育環境の整備、浄化のための資料の作成、はたらきかけをする。
 - (3) 必要に応じ各地区の保護者と担当の教職員による地域集会をもつことができる。
- 第34条 (イベント実行委員会)
イベント実行委員会は、イベント実行委員をもって構成し、次の仕事をおこなう。
但し、この委員会は、イベント終了後に会長が認めたとき、年度途中でも解散することができる。
- (1) 地域の方々との親睦を深め、児童の健全育成に努める。
- 第35条 この会は、運営委員会の承認のもとに顧問を置くことができる。

附 則

PTA規約は、総会をもって決定または改正し、当日をもって成立、発足する。

本規約は、平成5年4月24日・平成6年4月23日・平成9年4月19日・平成11年4月17日・

平成14年4月12日・平成22年1月15日・平成26年12月8日・平成28年2月8日・令和2年2月10日・

令和2年4月17日・令和3年2月8日・令和5年6月12日・令和7年4月28日改正

本規約の具体的な運営施行のための内規を運営委員会の承認を得て別に定める。

内 規

PTA規約、附則第2項にもとづき、運営委員会の承認を得て内規として、次のとおり、慶弔規定、表彰規定、推薦規定(会長、副会長、会計監査)、役員規定を定める。

[慶弔規定]

次の慶弔にあたっては、PTA会長が代表となり、その意を表する。

- (1) 会員、会員の配偶者、児童が死亡したとき。 供花と5,000円
- (2) 児童が病気やけがなどにより、1ヶ月以上入院したとき。 5,000円
- (3) その他慶弔の必要が生じたときは、総務委員会で適宜決定する。

[表彰規定]

本会は、次の該当者(在籍会員は除く)を感謝状に記念品をそえて表彰する。

- (1) 会長、副会長を務めた者。
- (2) (1)以外の総務委員を2年以上務めた者。
- (3) (1)(2)以外の正副委員長を3年以上務めた者。
- (4) (1)(2)(3)以外の、その他必要と認められる場合は総務委員会で協議して決定する。

[推薦規定]

総会で選出される会長、副会長、および会計監査の推薦手続きを次のとおり定める。

- (1) 推薦委員を次のとおり構成する。
 1. 各専門委員の正・副委員長 6名
 2. 総務委員より若干名
- (2) 推薦委員会の委員長は、同委員の互選により決定する。
- (3) 推薦委員会は、会員の意見に拘束されることなく独立して、PTA全体の立場から推薦候補者を決定する。(決定の経過については漏洩してはならない)
- (4) 推薦委員会が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。
- (5) 推薦委員会は、推薦候補者を決定し、その候補者の内諾を得なければならない。

[役員規定]

一任期に対する履歴数は次の通りに定める。

- (1) 総務委員(会長・副会長)は役員履歴を4回とする。
- (2) 総務委員(書記・会計)は役員履歴を3回とする。
- (3) 正・副委員長は役員履歴を2回とする。
- (4) その他一般役員、会計監査、他団体役員は役員履歴を1回とする。

[その他]

会員は、児童一人につき、原則6年間で2回程度、委員を引き受けるものとする。

[本規約の来歴]

平成 5 年 4 月 24 日改正	第 4 章 会員	第 7 条
	第 5 章 役員及び任務	第 7 条
	第 6 章 決議機関	第 22 条
平成 6 年 4 月 23 日改正	第 8 章 委員会	第 31 条(文化厚生)
	内 規 慶弔規定	
平成 9 年 4 月 19 日改正	バザー委員会常設に伴う改正	
	第 6 章 役員及び任務	第 13 条
	” ”	第 14 条
	第 7 章 決議機関	第 22 条
	第 8 章 委員会	第 25 条
	” ”	第 34 条
	新 設 第 8 章	第 35 条
	内 規 推薦規定	
平成 11 年 4 月 17 日改正	第 6 章 役員及び任務	第 13 条
	第 7 章 決議機関	第 22 条
	第 8 章 委員会	第 29 条
平成 14 年 4 月 12 日改正	第 4 章 会員	第 7 条
	第 5 章 経理	第 8 条
	第 6 章 役員及び任務	第 14 条
	” ”	第 15 条
	第 7 章 決議機関	第 18 条
	” ”	第 22 条
	第 8 章 委員会	第 27 条
	内 規 慶弔規定	
	” 推薦規定	
平成 15 年 4 月 18 日改正	内 規 推薦規定	
平成 16 年 5 月 11 日改正	内 規 推薦規定	
平成 16 年 6 月 8 日改正	内 規 推薦規定	
平成 20 年 12 月 9 日改正	内 規 推薦規定	
平成 22 年 1 月 15 日改正	名称の変更および表記の統一	
平成 23 年 3 月 4 日改正	内 規 役員規定	
平成 26 年 12 月 8 日改正	役員任期の一部変更に伴い改正	
	第 6 章 役員および任務	第 14 条
平成 28 年 2 月 8 日改正	運営委員会開催回数について改正	
	第 7 章 決議機関	第 23 条
	第 8 章 委員会	第 30 条
	会計監査・他団体役員の役員規定について追記	
	内規 役員規定	
令和 2 年 2 月 10 日一部改正	第 6 章 役員および任務	第 12 条
令和 2 年 4 月 17 日改正	第 7 章 決議機関	第 18 条
令和 3 年 2 月 8 日改正	第 7 章 決議機関	第 22 条
	第 8 章 委員会	第 25 条

令和5年6月12日改正	第6章	役員および任務	第12条
	〃	〃	第13条
	〃	〃	第14条
	第7章	決議機関	第22条
	第8章	委員会	第25条
	〃	〃	第32条
	〃	〃	第34条
	内規	表彰規定	
	〃	推薦規定	
令和7年2月10日改正	内規	表彰規定	
	内規	推薦規定	
	内規	役員規定	
令和7年4月28日改正	第6章	役員および任務	第13条(3)
	第7章	決議機関	第23条